

令和6年度 決算の概要について

学校法人ミスパリ学園 財務会計課

・資金収支計算書（企業会計のキャッシュフロー計算書に近い性質をもつものです。）

令和6年度における資金収入の部合計は、前年度からの繰越支払資金を含め6,790,458千円となり、主に、学生生徒等納付金および前受金による収入です。

資金支出の部は翌年度繰越支払資金を除き、3,267,083千円となりました。この結果、翌年度繰越支払資金は3,523,375千円となり、前年同期から156,043千円の減少となりました。主に、学園の運営費用による支出です。

・事業活動収支計算書（企業会計の損益計算書に近い性質をもつものです）

令和6年度における教育活動収支差額は140,064千円、教育活動外収支差額は35,273千円、特別収支差額は△161,761千円となりました。これにより、基本金組入前当年度収支差額は13,576千円の収入超過となりました。

なお、当年度の特別支出の資産処分差額については、ミスパリエステティック専門学校名古屋校を移管したことによる固定資産の現物寄付です。

当期の基本金組入額は793,086千円であり、当年度収支差額は779,509千円の支出超過となりました。基本金組入額は主に、前年度に取得したものの未繰入の固定資産の金額、新設した特定資産への組入です。

前年度繰越収支差額が2,367,959千円、基本金取崩額が346,854千円のため、翌年度繰越収支差額は1,935,304千円となりました。

※参考 基本金について

学校法人会計基準（平成27年4月1日 施行より）

・第29条（基本金）

学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

・第30条（基本金への組入れ）

学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

一 学校法人が設立当初に取得した固定資産（法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第3項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産）で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額